

制度検討作業部会が検討する各市場等の制度設計に係る意見募集の内容について(概要)

平成29年12月26日(火)から平成30年1月26日(金)において、制度検討作業部会が検討する各市場等の制度設計に対する意見募集を実施したところ、合計66者から、約430件のご意見を頂戴した。

類似のご意見を統合し、以下のように対象施策毎に分類したところ、概要は以下のとおり。

【意見の概要】

①ベースロード電源市場(合計意見数:129件)

<基本的な考え方>

- ・新電力が任意の判断によりベースロード電源市場へ供出することを認めて頂きたい。
- ・BL 市場に供出する電源種は、価格優位性の高いものから順に一定のルールを設けるべきである。
- ・BL市場に供出できる電源がベースロード電源に限らないことから、市場の名称もBL電源とは別の名称にするべきである。

<取引について>

- ・「シングルプライスオークションで実施される」とされているが、複数の入札カーブの設定が可能な設計とするべきである。
- ・板寄せザラ場とし、板の状況が見える環境の中で納得する価格での取引ができるようにして頂きたい。(東証株式と同じ方法。)
- ・価格決定方式は、透明性が高いシングルプライスオークションが適当である。
- ・不可抗力による稼働停止など事業者帰責によらない事由により発電電力量が計画に比し低下した場合、約定した価格の前提が異なるばかりでなく、現物(電気)の受渡に支障が生じかねず、なんらかの取り決めを事前に定めておくべきである。
- ・ベースロード電源市場における実際の約定量が十分な水準に至らなかった場合の対応策(ペナルティ含む)について事前に議論の上、情報を開示して頂きたい。
- ・供出事業者は、3回目の約定結果に応じて、自社の電源が足りなければ代替供給力を調達するために、燃料調達を行う必要が生じるため、3回目の入札はもう少し早く(1 か月程度)して頂きたい。
- ・年度の最終回の入札については遅くとも11月までに開催し、最終回の入札量についても、例えば、供出義務量の50%など一定量に絞るべきである。

<市場範囲>

- ・九州エリアを西エリアから分離して頂きたい。

<取引開設時期>

- ・オークションは、年次を基本としつつ月次で行うべきである。

- ・年間 3 回であれば、いずれの入札時期においても同程度の価格で、一定量の電力が確保されるような仕組みを検討して頂きたい。
- ・年度直前の2月末を最終開設時期とするべきである。
- ・3回目の入札は、遅くとも 11 月までの開催とし、供出義務量についても、1、2回目の約定結果に因らず一定(例えば供出義務量の 50%程度)の上限を設けるべきである。

<供出量>

- ・供出量や価格については、原子力の再稼働状況に十分配慮(2030 年目標の BL 比率のみを勘案するだけでなく)すると共に、特に廃炉等も含むコスト算定の根拠を明確にすることが重要である。
- ・新電力のシェアに応じて供出量が変動することは、発電事業者へのファイナンスサイドとしてキャッシュフローの予見性低下につながることもあり得るため、一定の見通しを示すべきである。
- ・小売競争や新電力の電源開発の進展を考慮するための調整係数 d を設定し、当初は 1 として 0.67 程度に段階的に引き下げることが示されているが、新電力シェアに応じて段階的に引き下げるとした変動イメージの通り設定するべきである。
- ・安定供給確保のため、旧一般電気事業者および新電力の双方にとって、新規電源建設や維持・更新のインセンティブがなくならないよう、市場供出量が過大な水準とならないようにすべきである。
- ・制度的措置として求める供出量は、新電力シェアが 30%に達した段階とすることが適当である。
- ・全体供出量の算定式に調整係数は設定するべきではない。
- ・拠出する事業者は、2010 年以前に運転開始したベースロード電源を所有する事業者に限定して頂きたい。
- ・旧一般電気事業者においては自エリア内での安価な電源の構成比が低下し電気料金は値上がりする懸念があることから、供出量設定に際しては、エリア内の市場動向等踏まえ慎重な検討が必要である。

<買い手の取引要件>

- ・計画値による算定を行う場合、事後のペナルティを緩和すべきである。
- ・既存事業者に計画値による購入可能量上限の算定を(一部)許可するべきである。
- ・取引要件について、BL 市場から調達した電気が余剰になった場合の JEPX 等での「転売」は認められているということを明確化して頂きたい。
- ・ベースロード電源市場の利益が需要家に確実に還元されるよう、転売目的の購入は禁止することが重要である。
- ・前年の実績基準でベース需要を算定し、購入年の事後要件は課すべきではない。また転売の禁止についても、balancingグループを1~2しか持たない新電力にとって、総量でベース需要が入札額を上回っていれば形式上転売の中にベースロード電源が入っていても、認めるべきである。
- ・事後要件となっても、ペナルティは翌年の入札可能量から差し引く等、軽微なものとすべきである。

- ・需要地に設置された太陽光発電設備の需要量に及ぼす影響を控除して算定できる仕組みが必要である。
- ・エリア間値差等を利用した裁定取引目的の調達は厳に取り締まるべきである。

<旧一般電気事業者の買い手としての位置付け>

- ・旧一般電気事業者から3分の1以上の出資を受ける事業者も対象となることに関して、複数の旧一般電気事業者から合わせて3分の1以上の出資を受けている会社の取り扱いについてもあらかじめ対象・対象外を明確にするべきである。
- ・旧一般電気事業者およびその関連会社等がそれぞれ公平な競争環境となるよう、自エリアのみ買い入札禁止とする案も引き続き検討すべきである。

<常時バックアップ・部分供給の扱い>

- ・常時バックアップ分は供出義務量から控除すべきでない。
- ・常時バックアップについて、ベースロード電源市場と二重に供出を求められることの無いよう、新規契約分については前年度の契約量相当を、既存契約分については前年度の実供給量相当を、ベースロード電源市場の供出量および買い手の購入可能量からそれぞれ控除すべきである。
- ・常時バックアップおよび部分供給については、本来の制度趣旨に照らし足元どのような運用となっているかを十分に分析し、例えばスポット市場の約定結果判明後に常時バックアップの調達量の変更が可能など、競争環境を歪めているような運用については早急に見直しを行うべき。

<相対契約の扱い>

- ・相対契約の位置づけについて、購入枠から控除するのは反対。控除するとしても旧一般電気事業者との相対契約分に限定するべきである。
- ・現在の相対契約の扱いについて明確にするべきである。
- ・旧一般電気事業者・新電力双方ともに、要件次第では今後の需給運用に支障をきたすことが想定されるため、その設定に際しては、各関係者からその実態を十分ヒアリングしつつ、検討して頂きたい。
- ・一定の負荷率(95%以上)は運転中の負荷率で定修等は除くものとして頂きたい。
- ・入札等によらず個別交渉で新電力と契約する負荷率 95%以上かつ1年以上の相対契約であれば控除するべきである。

<監視の在り方>

- ・監視に当たっては、「ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格」という視点に加え、「旧一般電気事業者の小売部門の高負荷需要への販売価格」という視点からも、「同じ水準」になっているかを検証するべきである。
- ・「BL市場への供出価格」と「旧一電小売による小売価格(対高負荷需要家)」が同等であるか否かを監視して頂きたい。
- ・グループ内の小売電気事業者への卸供給料金と同等価格以下での供出を義務づけるべきである。

- ・ベースロード(BL)電源相応の価格水準による提供が不可欠である。
- ・監視に当たっては、現状の常時BUは全電源平均価格なので、それよりも低い水準となる事を監視すべきである。
- ・供出価格については、スポット市場との比較で不利とならない価格設定が必要である。
- ・供出価格は、①みなし小売り事業者への販売価格②域内ベースロード需要家への販売価格③域内入札案件を受注できる価格と同条件とするべきである。
- ・「発電平均コストについては、同電源を維持・運転する費用を年間発電量で割り戻して算定」とあるが、長期間停止中の発電施設、特に原発維持費用などは除外すべきである。(稼働しない原発のコストを新電力が負担するのは不当である。)
- ・燃料価格を不当に高く見込む事が無いよう、監視するべきである。石炭火力の電源割合と石炭CIF 価格のみを考慮するべきである。
- ・稼働にかかわらず電源の維持に必要な固定費を含むベースロード電源の全体の平均的なコストと燃料価格変動リスクなどの適切なリスクの反映が可能な供出上限価格とするべきである。
- ・供出価格については事後的に監視を行うこととし、監視の具体的な手法については、各事業年度の決算データ等からベースロード電源の発電平均コストの実績値を確認し、入札価格との乖離が合理的な範囲であることを確認することが適当である。
- ・監視委員会を中心に継続的に監視し、合理的な理由がなく、みなし小売り事業者がベースロード市場価格を下回った販売を行う場合には、独禁法の適用を含め適切な処置をして頂きたい。
- ・供出価格については、特に新規開発電源の場合、発電事業者の資金調達上の制約(融資期間中は一定の利益を確保することを、金融機関との間で約する等)が生じる点についても、制度設計上考慮頂きたい。

<データの受け渡し等>

- ・購入可能量算定のための実績値の提出は送配電事業者から行い、小売事業者はその確認をするにとどめるべきである。
- ・クリアリング機能を有する機構の設立、または JEPX にそうした機能を具備する設計をお願いしたい。
- ・供出量や購入枠の設定に関し、調整を実施するならば、適切な時期に十分な情報が開示されるような制度にして頂きたい。
- ・供出義務量や相対契約による控除可能量等が大幅に変更となる場合は、事業者への情報提供を速やかに頂きたい。

②間接オークション・間接送電権(合計意見数:37件)

<間接オークション>

- ・JEPX を介して調達したエリア外の電力について、電源構成と排出係数の取り扱いは、現在の連系線利用と同様に電源種を仕分けた電源構成表示と発電所の排出係数を適用するルールとして頂きたい。
- ・現在特定契約(小売買取)を締結しているエリア外の FIT 電源について、これまで通り、交付金交付、激変緩和が適用されるようにして頂きたい。

- ・市場を介して連系線利用をさせるのであれば、市場の入札単位も1kWhまで引き下げて頂きたい。
- ・連系線利用のための市場利用に対して取引手数料が発生することは、許容できない。
- ・市場の入札から約定までの処理の時間が今まで以上にかかり、運用に支障をきたさないような設計として頂きたい。
- ・連系線運用容量減少による混雑発生時は、系統利用者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、系統利用者の混雑処理を行わず、起因者たる一般送配電による再給電を実施して頂きたい。

<間接送電権>

- ・「間接送電権取引市場」等、わかりやすい名称として頂きたい。
- ・間接送電権の取引商品に関する仕様について、詳細は JEPX で検討することとなっているが、早期に固めてその結果の公表をして頂きたい。
- ・導入開始時期については、間接オークション導入開始と同時期、遅くともベースロード市場開設までに導入をして頂きたい。
- ・市場参加者の間口を広げ、電気事業者以外あらゆる産業のヘッジ主体者が参加できる仕組みとして頂きたい。
- ・事業計画の変更に柔軟に対応できるよう転売を可能として頂きたい。
- ・間接送電権の返納について市場運営者である JEPX への払戻しが可能として頂きたい。
- ・商品設計に当たっては、すべてのエリアの事業者の間接送電権の調達機会が公平に与えられることを前提とすべきである。
- ・約定の仕組みに関しては、初回はマルチプライスとし、初回発行後はザラ場も検討して頂きたい。
- ・買い入札の上限量を設定する際に考慮する物理的な送電可能量の定義については、連系線の空き容量ではなく、運用容量とするべきである。
- ・決済額に対する抑制に関しては、原資に充当する買い約定代金の範囲を拡大(月間、年間単位など)する等により、決済額が抑制されない仕組みとして頂きたい。
- ・電力取引と間接送電権の紐付けを行うこと管理業務等にブロックチェーン技術等の活用も検討して頂きたい。

<その他>

- ・特定負担者の連系線に関する権利については、特定負担の最終意思決定(2019年3月末)における重要な判断材料であり、意思決定の検討や契約先との調整期間等を考えると、遅くとも2018年の夏までには短工期対策/恒久対策の具体的な制度の内容を確定して頂きたい。
- ・特定契約及び間接送電権について、各社担当の会計士ごとに会計処理の判断が異なると既存相対契約が存続できなくなるため、会計処理ガイドラインを発行して頂きたい。

③容量市場(合計意見数:141件)

<基本的な考え方>

- ・既存の相対契約を締結している事業者向けに契約見直しに向けたガイドラインが必要。

- ・集中型の容量市場を開設するとしても、別途、事業者間で差金決済契約を締結してリスクヘッジできるような仕組みを検討してほしい。
- ・エリアをまたぐ相対契約で従来と等価な取引が実現しない場合の扱いについて検討してほしい。
- ・既存の相対契約に対する金銭面での取引の等価性だけでなく、ペナルティ等のリスク負担の等価性についても検討してほしい。
- ・供給力確保以外の目的を持つ電源(コジェネ電源など)については、例外的に容量市場外での取引を許容してほしい。
- ・小売事業者と自社需要家の間の既存の相対需要抑制契約(DR)について整理が必要。Explicit型のDRが需要側電源として原則容量オークションに参加すべき。
- ・市場支配力のない小規模事業者は、一度不参加を選択しても、再度参加できるようにすべき。
- ・全国単一オークションとすることで、エリアごとの供給力が長期的に偏ってしまう等、供給力確保上問題とならないように検討してほしい。
- ・沖縄エリアにおいてkW価値に係る事業者負担が求められることは適切でない。
- ・実需給断面で必要な供給力・調整力がエリアごとにしっかり確保できるように検討してほしい。

<容量市場の取引の仕組み>

- ・容量確保時期について、実需給の4年前に加え、6年前や7年前などの長期先行確保を追加してほしい。追加オークションについても1年前に加え、2年前を追加してほしい。
- ・1年だけでなく、複数年の契約期間オプションを検討してほしい。
- ・DRについても基本的には新設電源と同様とし、複数年の契約期間オプションを検討してほしい。
- ・追加オークションで過不足分の調整だけでなく、一定の量を調達する枠を設けてほしい。
- ・需要曲線の考え方や諸元データの情報公開ルールや決定プロセスを整備してほしい。
- ・需要曲線の設定に当たっては、供給信頼度の考え方や中長期的な供給力・調整力確保の観点から慎重に検討してほしい。
- ・リソースをアグリゲートした入札を認め、DRが参加しやすい入札最低容量を検討してほしい。
- ・太陽光発電設備など小容量の設備の場合、電源単位でなく、まとめて入札できるようにしてほしい。
- ・容量オークションで落札していない電源等との差し替えや、相対契約での差し替えを認めてほしい。
- ・電源の差し替えは認めるべきでない。認める場合は例外として扱うべき。
- ・発電事業者等への支払は可能な限り毎月実施してほしい。

<リクワイアメントとペナルティ>

- ・容量市場で落札した電源は、ある一定割合を卸電力市場へ供出することを義務付けるべき。
- ・メインオークションからの事業計画変更に対し、ペナルティの厳罰化等も考慮すべき。

<調整係数と期待容量>

- ・電源の立地や特性による影響を考慮し、需要地に近接する分散型電源のメリットが適切に評価されるように検討してほしい。

- ・自然変動電源は、地域、時間帯、季節、設備形成等による容量価値の変化を踏まえて、調整係数やリクワイアメントを検討してほしい。
- ・特段の理由なしに DR 落札量に上限を設けるべきではない。
- ・自家発のリクワイアメントやペナルティは、事業用発電設備とは異なる設計が必要。

＜小売事業者への費用請求の考え方＞

- ・小売の事業運営の実態を踏まえると、月間ピーク時 kW で配分する案が合理的。
- ・小売の最大 kW に応じて配分する案と年間ピーク時 kW で配分する案を軸に検討してほしい。
- ・小売への請求額算定で使用する最大電力は、小売単位でなく BG 単位としてほしい。
- ・容量市場の費用負担分を需要家への請求書に記載できるよう、ガイドライン等で明記してほしい。

＜新設・既設の区分、経過措置＞

- ・新設と既設では kW 供給の確実性が異なるため、扱いに差を設けるべき。
- ・電源の適切な新陳代謝を図る観点から、老朽電源に過度なインセンティブが与えられないようにすべき。
- ・経過措置は、需要家負担の激変緩和の観点から必要。しかしながら、2024 年度の控除率は 42%に過ぎず、小売へのインパクトが大きい。
- ・既設電源であっても定期点検や機器の取替などの改良投資が必要であり、事業環境をさらに厳しくするような経過措置の導入は適切でない。

＜市場支配的な事業者への対応＞

- ・市場支配力を行使できるポジションにない DR 事業者に対しては市場支配力防止策を講じるべきではない。

＜他制度との整合性＞

- ・FIT バイオマス混焼設備について、非 FIT 分は容量市場の対象となるようにしてほしい。
- ・FIT バイオマス混焼設備について、優先給電ルールの出力抑制順位と合わせて検討してほしい。
- ・容量市場からの収入がない 2020～2023 年度において、年間計画時点で固定費の支払いを行うなど、必要な電源が確実に維持されるよう留意すべき。
- ・DR の実効性テストについては、需要家側に過度な負担がかからないように配慮してほしい。
- ・DR の実効性テストについて、容量提供開始の 1 年前までに全ての需要家と契約を締結し、必要インフラを整備して実施することは実務的に困難。
- ・DR の扱いについては、需要家リストの変更受け入れ、オークションへの DR 枠の設定、応札要件やリクワイアメント等の緩和によって、容量市場に参加しやすい仕組みとしてほしい。
- ・kW 価値の取引を行う容量市場において、調整力を持つ電源等にもみ厳しいリクワイアメントを課すのは適当ではない。
- ・容量市場で落札された DR のリクワイアメントと、同 DR が需給調整市場で調整力として活用される際のリクワイアメントについては、重複事項は避けるべき。

<情報公開・フォローアップ>

- ・容量市場創設後も、状況に応じて抜本的な見直しも含め、必要な措置について検討してほしい。
- ・長期の資金提供の観点から、容量市場の諸制度については予見性と継続性を担保し、制度変更が不可避な場合は変更までの十分な期間と緩和措置を検討してほしい。

<その他>

- ・金銭的インパクトと需給バランスの2つの観点よりシミュレーションを実施することが必要。

④需給調整市場(合計意見数:37件)

<商品設計>

- ・商品設計時には DR などの需要側調整力を前提とした要件を区別した要件を検討いただけないか。
- ・商品設計について、メーカー及び発電事業者の最新の技術知見や可能性を聞いて設計してほしい。
- ・再エネ電源自体が調整力を持つことも踏まえた市場設計とすべき。
- ・容量市場で落札された LNG コンバインドサイクル電源を需給調整市場に入札可能な調整力とし、三次調整力①と②の間に、30分以内等、とした設定を新たに設けていただきたい。
- ・商品設計においては、分散電源が活用できるような技術要件を検討してほしい。
- ・従来型電源と DR がイコールフットイングとなることを基本方針として設計して欲しい。
- ・メリットオーダーの考え方について、調整力の商品によっては、実需給の状況を踏まえ柔軟に見直すことも必要ではないか。
- ・調達時に性能に応じて応札電源を評価する仕組みについては、慎重な検討をすべきと考える。
- ・調整力を有する電源については、容量市場での落札を要件とすることなく有効に活用する方策について、検討すべきと考える。
- ・一次調整力(GF 相当)を独立した商品として細分化し、需給調整市場での調達を検討いただきたい。
- ・二次調整力等も含んだ本格的な広域調達・運用は市場開設の 2020 年ではなく、「2020 年+X 年」とされるのであれば、コージェネレーションシステム等の分散型電源は二次調整力としても活用できる点まで見据えた連続性のある制度設計を行っていただきたい。

<ペナルティ、監視・公表>

- ・価格形成に関して一貫性のある監視をお願いしたい。
- ・公募による契約上のペナルティから負担が増えることのないよう配慮頂きたい。また、他の施策のペナルティと重複することのないよう配慮頂きたい。
- ・入札価格等に関する規律が、応札インセンティブを削ぐことにならないような配慮は非常に重要。
- ・調整力の価格公表を速やかに行うことについて、現状の一般送配電事業者のシステム構成を踏まえ、公表方法やそのシステム化検討は入念に実施する必要がある。

<再エネ対応の調整力コスト>

- ・再エネ対応の調整力コストの費用負担を検討する際には、電源種別に応じた負担割合を検討すべき。
- ・再エネ対応の調整力を定量把握できたとしても、再エネ事業者に調整力確保にかかるコストを一律に負担させることは十分慎重に検討すべき。
- ・自然変動電源の調整力に対する負担低減について検討・対策を進めることを優先していただきたい。

<容量市場との関係>

- ・容量市場との関連性を明確化し、各事業者が理解しやすいような資料の作成、提供を行って欲しい。
- ・容量市場で kW 価値取引が行われない 2020～2023 年度において、年間計画時点で固定費の支払いを行うなど、必要な電源が確実に維持されるよう留意すべき。

<市場創設時期>

- ・2020 年の市場開設を目指して一般送配電事業者にて共通プラットフォームの構築を進めていくが、東京オリンピック、パラリンピックと関係性の考慮が必要なのは中間報告の記載のとおりと認識。
- ・本格的な広域調達・運用を行う時期(2020+X 年)について、電力の安定供給維持の観点から、実運用への影響を十分に考慮のうえ検討を進めていただきたい。

<要件評価>

- ・精算に用いる約定価格自体には調整係数 α は反映されないものとの理解でよいか。

<応札単位>

- ・入札単位について一定規模のリソースを束ねた単位でも入札できるよう検討頂きたい。

<連系線との関係>

- ・スポット市場よりも前に調整力を広域的に調達する場合には、連系線の容量確保が必要であり、卸電力取引への影響等も踏まえ、電気事業全体で合理的となるような調達範囲を検討することが必要。

<価格の設定>

- ・調整力ある電源維持にインセンティブある適正な Δ kW 及び kWh 対価の設定がなされ、発電事業者の事業予見性を確保するよう、慎重な検討をすべきと考える。電源の余力活用においても同様。
- ・事業者が分散型電源などの商品を市場へ投入するか決めるに当たっては価格指標が必要であると思われるため、kWh に関しても平均価格や価格帯といった形での価格指標の整備を検討い

ただきたい。

<その他>

- ・DRなどの需要側調整力においては、再度稼働容量等の確認や再調達を前提としてほしい。
- ・各市場での発電事業者等への支払い時期を最大限早める(最大1か月程度)様検討頂きたい。
- ・広域的な運用・調整は非常に重要であり、所要の設備形成議論も含めた推進をお願いしたい。
- ・共通プラットフォーム開発では、十分な工期および要件定義の期間を設けていただきたい。
- ・システムによる自動化を課す場合、定量的に自動化の必要性を評価した上で検討して頂きたい。
- ・実務を担う現場に過渡な負担が生じないよう制度設計上の配慮がなされるとともに、システム改修や運用の変更による日々の需給調整に支障が生じないよう進められるべきと考えます。

⑤非化石価値取引市場(合計意見数:63件)

<入札下限・上限価格について>

- ・取引価格は市場原理、需給によって定まるよう制度設計するのが妥当であり、人為的な上限、下限価格は市場を歪めるのではないか。
- ・証書の最低入札価格1.3円、最高入札価格4円は、グローバル市場平均を超える水準。非化石証書の価格は、企業にとって商業的に採算がとれるアプローチとするためにグローバル市場の平均との整合を確保することが重要。

<非化石証書の商品設計について>

- ・非化石証書の種類について、「太陽光由来」や「風力由来」といった、証書の種類をより細分化するべき。
- ・非化石証書に十分なトレーサビリティを確保すべきではないか。(例えば、発電所名、発電設備の種類、発電設備の設置場所や設備容量等といった情報を含めるべき。)
- ・非化石証書と国際的なルールとの整合性について、非化石証書が国際的なNGO等の仕組みに利用可能となるような制度設計にすべき。
- ・非化石証書のバンキングを認めるべき。
- ・非化石証書にロゴやデザインの提供をお願いしたい。

<非化石価値取引市場での取引について>

- ・非化石価値取引市場への参加者を電力小売り事業者に限定しないで、大口需要家やアグリゲーター等もオークションに参加できるようにすべき。
- ・小売電気事業者間による非化石証書の転売は一定程度認めるべき。
- ・18年分以降のオークションスケジュールについて、現行案では第1回オークションを7月末に開催する予定だが、排出量報告のスケジュールを考慮すると、6月末の開催が望ましく、スケジュールの前倒しについて検討して頂きたい。
- ・非化石価値取引市場での売買手数料は安価な設定として頂きたい。

<非 FIT 電源由来の非化石証書について>

- ・非 FIT 電源由来の非化石証書の取り扱い及び制度設計に関し、事業者の予見性向上に資するため、非 FIT 電源における制度設計(証書販売収入の帰属先、市場外での相対取引の可否、全量プール等)についても早期に全体像を示されたい。

<高度化法の間接評価について>

- ・高度化法の間接評価の目標水準、実施頻度等については、事業者間のイコールフット、事業者負担等の観点から、慎重な検討をお願いしたい。
- ・高度化法の非化石電源比率の目標につき、複数事業者による共同達成の手法についても早期に整理頂きたい。

<その他>

- ・FIT の国民負担の軽減される目的には賛同しておりますが、証書購入に伴う小売電気事業者への追加負担が小売電気料金へ転嫁されることで、結果として国民全体の負担増にならないような設計を望む。
- ・環境省が考える Carbon Pricing のメカニズムとの整合性をとることに過度に執着せず、先行する資源エネルギー庁の施策と導入の優先を望む。
- ・非化石価値取引市場が CO2 を最も排出する石炭火力を後押しする可能性がある。
- ・自家発電や自家消費電力についても非化石証書の適用を享受できる制度設計としてはどうか。
- ・非化石価値取引市場では、再生可能エネルギーによる電力のみを対象とすることを望む。
- ・非化石価値取引市場の導入に伴う、J クレジット制度等の他の環境価値取引制度への影響を考慮すべきではないか。

⑥既存契約見直し指針、インバランス制度等の関連する制度(合計意見数:22件)

<既存契約見直し指針>

- ・「卸電力取引活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」についても、公営水力など地方公共団体の売電契約の解消が、指針策定後も実際の動きに乏しい現状を踏まえ、現状および課題を明らかにしつつ、より実効的な内容とすべく改定していくべき。
- ・本指針においては、事業者間の協議円滑化を図る観点から、見直し協議に際しての基本的な考え方を国として示すものであるが、本指針があってもなお、特に利害対立が先鋭化しそうな協議項目については、より具体的に基本的な考え方を国として示すのが合理的と考える。
- ・既存契約見直し指針において「ベースロード電源市場への供出が求められていない電源についても、当事者間で誠実に協議のうえ、見直しの要否を検討し、必要な見直しが行なわれることが適当である」と整理されているが、当該電源の扱いについては、引き続き事業者が、善管注意義務の観点から、個々の契約の位置付けや経済合理性等を踏まえ、判断していくべきものとする。
- ・既契約の見直しは、貸付人承諾を要するケースも想定されるため、旧一般電気事業者およびそのグループ会社のみでの判断で、見直しができない状況も考慮した制度設計とするべきである。

<インバランス制度>

- ・インバランス単価は余剰と補給で傾斜をつけるべきではないか。

<その他>

- ・送配電のみ分離させるのではなく、発電と小売も分離すべきである
- ・売買入札額/量の妥当性を継続的に評価していただきたい。ゆえに、具体的な監視体制まで設計する、ないし、監視を行わずとも適正な価格で供出されるような制度設計を行っていただきたい。
- ・各市場導入が小売電気料金へ与える影響について、政府から需要家への周知を行っていただきたい。
- ・週間計画を48コマ/日とし、その精度を評価する仕組みを設けてはどうか。
- ・公平・公正な競争条件の下で、公益的課題の克服に向けて、電気事業者間が互いに切磋琢磨していけるような環境が整備されるべきと考えます。
- ・制度設計の変更に伴い、既設電源が当初投資時に想定していた経済性を損なうことのないよう留意されたい。
- ・民衆の契約の見直しについては、基本的な考え方に則りつつも、個々の契約によりその背景や運用実態等も異なることから、当事者間の意思が十分に尊重されることが重要と考える。
- ・電力システム改革貫徹のための精度検討作業部会の検討項目は競争活性化と公益的対応によって構築されている。このうち公益的対応については現在のみならず、2017年度ベースよりも今後の電力のしくみにつき措定した検討を実施して欲しい。
- ・各電源への量の割当等の例として、「各ベースロード電源の事業者ごとに決定される供出量を按分し、同量を供出するに足る契約見直しを実施することが適当」とあるが、按分の指標を明確にしていきたい。
- ・旧一般電気事業者への行為規制の具体化について、現在は禁じられていないが市況に影響を及ぼしかねない事業者行動の特定並びに禁止(バランス停止等)を追加的に検討いただきたい。
- ・制度検討作業部会(TF)にて検討されている「各市場等の制度設計」について、電気の実需給断面に至るまでの各事業者の安定供給に向けた実務面に支障を及ぼすことのないよう、詳細設計をご検討いただきたい。
- ・各市場相互に整合が取れ、全体として持続的な事業運営が可能となる制度設計となるよう、引き続きご検討いただきたい。
- ・既存相対契約で担保された条件(KW価値他)が継続される制度設計が必要(旧一電以外の発電事業者が存在するため)。
- ・ネガワット調整金は、現状「直接協議スキーム」という形で、アグリゲーター事業者と小売事業者間の協議で決定することとなっているが、制度として改めて適切かどうかご検討いただきたい。
- ・アグリゲーター事業者の30分値へのアクセスを確保していただきたい。
- ・電源投資インセンティブが十分に確保されることが重要であり、また、その電源を活用するに当たっては、事業者間の公正・公平な競争環境が担保される制度となるようご配慮いただきたい。
- ・制度導入はあくまで電力システム改革の目的成就の為の手段であることから、制度を固定化することなく、導入後も常にモニタリングを行い、「電気料金の最大限の抑制」という目的と照らして適切では無いと判断された場合は必要な修正が行われるようお願いしたい。各市場等制度導入

に伴う産業用電気料金への影響について、丁寧に分析し、必要に応じて国際的なイコールフットイングに十分配慮が為される制度設計にも配慮頂きたい。電気料金の水準は市場等制度のみならず、国のエネルギーミックスによっても大きく影響を受けることから、現在別途議論されているエネルギー基本計画等含め、エネルギー政策全体との整合にも充分配慮した検討を進めて頂きたい。エネルギー政策は国民生活や企業活動に大きな影響を与えるものであることから、政府等関係者に於かれては国民向けの分かりやすい説明に努めて頂きたい。

- ・公正・公平な競争環境を整備するとともに、S(安全)+3E(安定供給, 環境保全, 経済性)の実現に資する各市場の制度設計が重要と考える。また、ベースロード電源市場等のように競争活性化を進めるための方策と、容量市場等のように電力システム改革を維持・発展させ公益的課題を解決していくための方策を一体的に検討していくことが必要である。更に、こうした大きなルール見直しは安定供給にも密接に関連することから、電源投資・維持インセンティブを適切に確保しつつ電気事業者間の競争を促進するという市場設計の目的を踏まえ、中長期的に必要な電源が確実に確保され、全体として継続的な事業運営が可能な仕組みとすることが重要と考える。